

利用約款

(約款の制定と適用範囲)

第1条 当ゴルフ場でプレーされる方(会員、非会員を問わない。以下「利用者」という)の施設利用契約の内容は、社団法人静岡県ゴルフ場協会の会員ゴルフ場経営会社間及び各クラブ理事会との申し合わせにより、本約款の定めるところによります。

但し、会員の方は、会則に約款が抵触するときは、会則が優先して適用されます。

(利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーされる方は当ゴルフ場施設を利用される前にフロントにおいて、本約款を確認の上所定の手続きをお取り下さい。

(個人情報の保護)

第3条 当ゴルフ場は、予約時に電話・FAX等で入手した個人情報と、プレー当日受付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理致します。

2当ゴルフ場では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内等を葉書、FAX、メール等でご案内する場合があります。

(施設利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 事前に利用の手続きがなされないとき
2. スタート時刻に遅れたとき
3. 非会員については会員の同伴又は紹介等がない場合
4. 予約者と当日の利用が異なるとき
5. 利用者が暴力的行為を行う恐れがあると認められたとき
- その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合又はなすおそれがあると認められるとき
6. 技術が未熟であって他人のプレーに迷惑をかけたとき
7. ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき
8. 天災やその他やむを得ない事情によりクローズするとき
9. その他本約款に違反した場合並びに当ゴルフ場の施設を利用されることの好ましくない事由がある場合

(暴力団等の入場利用の拒絶)

第5条 利用者がいわゆる暴力団と言われる組織の構成員もしくは準構成員又はこれら関係者である人、又はこれらの者と推定される人の入場並びに利用をお断りいたします。

(休場日、開場時間)

第6条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は所定の規定によりますが臨時的に変更することがあります

(貴重品)

第7条 金銭その他の貴重品についてはフリーボックスにお預け下さい。ロッカー、浴室、コース等で盗難や紛失等の事故があっても当ゴルフ場は一切の

責任を負いません(但し、フリーボックスのご使用には「フリーボックス使用約款」を適用致します)

(所持品、自動車等)

第8条 所持品及び駐車場内の自動車の盗難、損害等については当クラブ場は責任を負いません。

(宅急便の取扱い)

第9条 宅急便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース等お取り次ぎは致しますが、物品についての紛失損害等の責任は負いません。(静岡県ゴルフ場協会宅配便によるゴルフバック等の取扱協定書に基づく)

(施設に損害を与えた場合)

第10条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第11条 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

1. 動物、鳥類等のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬、揮発油等発火のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他法律で禁止されている物品等

(行為の禁止)

第12条 施設内で下記の行為は禁止いたします。

1. とばく、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合を除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし又不快感を与える行為

(危険防止責任とエチケットマナーの厳守)

第13条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグランドにおける素振り)

第14条 素振りを行う場合は十分に安全を確認し事故等に充分留意して下さい。特にティグランド内ではティマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。

(飛距離の判断)

第15条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように充分注意して打球して下さい。

(打者の前に出ないこと)

第16条 同伴者は、打者の前には絶対に出ないように注意して下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第17条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打ち込んだ場合

社団法人静岡県ゴルフ場協会会員
一般社団法人関東ゴルフ連盟会員
伊豆大仁カントリークラブ
理事長 吉 田 朋 史

そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(退避及び退避所)

第18条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる時は後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避し打球に注意して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第19条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第20条 雷鳴があつて落雷のおそれがあると認められる場合は直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(乗用カートの利用)

第21条 乗用カートの利用につきましては、キャディあるいはゴルフ場係員の指示に従うほか、別途定める乗用カート利用規則に従って下さい。利用者の不注意により生じた事故に対しましては、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(リフトの取扱い)

第22条 リフトの取扱いは充分注意しながらご利用下さい。

(火気使用の禁止)

第23条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがら等は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(クラブ等の確認)

第24条 利用者はプレーを終了した場合は、クラブを点検し相違なきか慎重に確認し所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブ等の不足、瑕疵については当クラブ場は責任を負いません。

(忘れ物)

第25条 当クラブ施設でのお忘れ物は発見の日から1ヶ月間お預かりします。ご本人であることを証明して期間内にお引き取り下さい。

(違背の場合の責任)

第26条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等事故を発生させた場合又は自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(本約款の変更)

第27条 本約款は会社とクラブ理事会が協議の上、変更することがあります。

(信義則)

第28条 その他特に定めのない事項についてはフェアプレーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとする。

原始施行	昭和51年6月19日
第1回改正施行	平成9年7月2日
第2回改正施行	平成17年4月1日